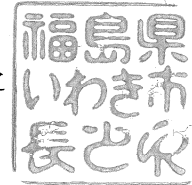


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県いわき市小名浜諏訪町11番地の1  
氏名 常光サービス株式会社  
代表取締役 野崎 裕康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日  
許可の有効期限

令和 3年 3月18日  
令和 8年 2月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 積替え及び保管行為を含まないもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

以上15種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの及び自動車等破砕物を除き、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

イ 積替え及び保管行為を含むもの

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以上4種類

これらは、廃蛍光灯、廃ランプ類及び廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

この許可証（写）は、①契約書に添付、②許可証更新による利用、③許可内容確認の閲覧以外に使用された場合は無効と致します。

備考

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地及び面積	所在地：福島県いわき市泉町下川字土木内153番地1 面積：7.519㎡
積替え及び保管行為を行う産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 以上4種類 これらは、廃蛍光灯、廃ランプ類及び廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)に限る。
積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替えのための保管上限：6.11㎡ 積み上げることができる高さ：*****

許可の更新又は変更の状況

昭和59年	1月10日	新規許可
昭和63年	3月9日	変更許可
平成3年	3月1日	変更許可
平成5年	5月13日	変更許可
平成8年	2月15日	変更許可
平成8年	3月1日	更新許可
平成12年	5月10日	変更許可
平成13年	3月1日	更新許可
平成13年	3月1日	変更許可
平成18年	3月1日	更新許可
平成19年	1月5日	変更許可
平成23年	3月1日	更新許可
平成24年	4月17日	変更許可
平成28年	3月1日	更新許可
令和3年	3月18日	更新許可
令和4年	1月11日	変更届出(積替え及び保管行為を行う施設の変更)

(以下余白)